

# 農業振興地域制度に関するガイドライン

(平成12年4月1日付け12構改C第261号)

(最終改正平成23年8月30日付け23農振第1389号)

平成23年8月

農林水産省農村振興局農村政策部

12構改C第261号

平成12年4月1日

(最終改正平成23年8月30日付け23農振第1389号)

各地方農政局長

沖縄総合事務局長あて

都道府県知事

農林水産省構造改善局長

農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第120号)並びに農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成12年政令第3号)及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成12年農林水産省令第20号)が平成12年3月20日から施行された。

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、昭和44年に制定され、以来、本法に基づき全国約三千の市町村について農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策定が行われ、農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業地域の保全・形成及び農業の近代化のための各種の施策の計画的な推進が図られてきたところである。

しかしながら、近年、農業及び農村をめぐる情勢は、農地面積の減少や耕作放棄地の増大、

農業従事者の減少等が進行しているところであり、このような情勢の下で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地等を良好な状態で確保するとともに、土地の農業上の利用を確保しながら農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとの観点から、今回法改正が行われたものである。

その主要内容としては、第一に、農林水産大臣による農用地等の確保等に関する基本指針の策定であり、この基本指針には、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等が定められたものである。

第二に、農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の内容の拡充であり、その内容としては、農地における土壌浸食や崩壊の防止等農用地等の保全に関する事項並びに新規就農者に対する研修施設等の農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項が新たに定められたものである。

第三に、これまで通達により運用されてきた農用地区域に定める土地の基準等について、法律上明確に定められたことである。

また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行（平成12年4月1日）に伴い、現在市町村が農業振興地域整備計画を定めるに当たって必要な都道府県知事の認可が協議となるほか、法定受託事務である特定利用権制度を除き、農業振興地域制度に係る市町村又は都道府県の事務は自治事務となり、これまでの関係通達が廃止されたところである。

このような中で、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律等の改正内容及び従来の通達の内容を踏まえ、農業振興地域制度全般について、技術的助言として、別添「農業

振興地域制度に関するガイドライン」を定めたので、御了知の上、今後の農業振興地域制度を

円滑かつ適正に運用するに当たって参考とされたい。

なお、特定利用権制度については、別途処理基準として通知するので、念のため申し添える。

(別添) 農業振興地域制度に関するガイドライン

目次 (抜粋)

第13 法第10条関係 (農業振興地域整備計画の基準)

1 農用地区域として定める土地 (法第10条第3項)

(1)略

(2) 土地改良事業等の施行に係る区域内的の土地 (法第10条第3項第2号)

(3) 略

(4) 略

(5) 略

第13 法第10条関係 (農業振興地域整備計画の基準)

1 農用地区域として定める土地 (法第10条第3項)

(1)略

(2) 土地改良事業等の施行に係る区域内的の土地 (法第10条第3項第2号)

土地改良事業等の事業が行われた土地は農業生産性が高い土地であることから、農用地区域とするものであるが、一定の整備水準が確保されており、かつ、施行に係る区域の特定が可能であることが必要であることから、国の直轄又は補助に係る事業で土地改良法(昭和24年法律第195号)の施行後に実施されたものを対象としたものであること。農用地区域の設定に当たっては、これら土地改良事業等の個々の事業については次のように解されること。

① 農業の生産性を向上することを直接の目的としない事業

規則第4条の3第1号の「主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」には、主として農用地の災害を防止することを目的とするいわゆる防災事業のほか、非農用区域捻出を主な目的とする集落土地基盤整備事業や緊急に必要な補強工事を行うことにより農業用排水施設の機能の維持及び安全性の確保を図る基幹水利施設補修事業などが該当するものであり、これらは土地改良事業等には含まれないものであること。なお、農業用排水施設の変更であつて、農業用排水施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業については、単純更新の事業であつても、既存の老朽した施設が更新され耐用年数が長期のものとなり、農業の生産性の向上に資するものと考えられることなどから、土地改良事業等に含まれるものであること。

② 農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない土地

規則第4条の3第1号イの「当該事業の施行により農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない土地にあつては、当該事業を除く」とは、農業用排水施設の新設又は変更の事業の実施に際して、その対象とする農用地以外の農用地で、対象とする農用地と同一の用排水系統に属するものの現況用水量の確保ないしは現況排水処理の確保のため、不可避的に一体として当該事業の受益地となる農用地(いわゆる不可避受益地)については、土地改良事業等の施行に係る区域内の土地には該当しないとして取り扱われるということであり、当該土地は農用地区域として定める土地とはならないこと。